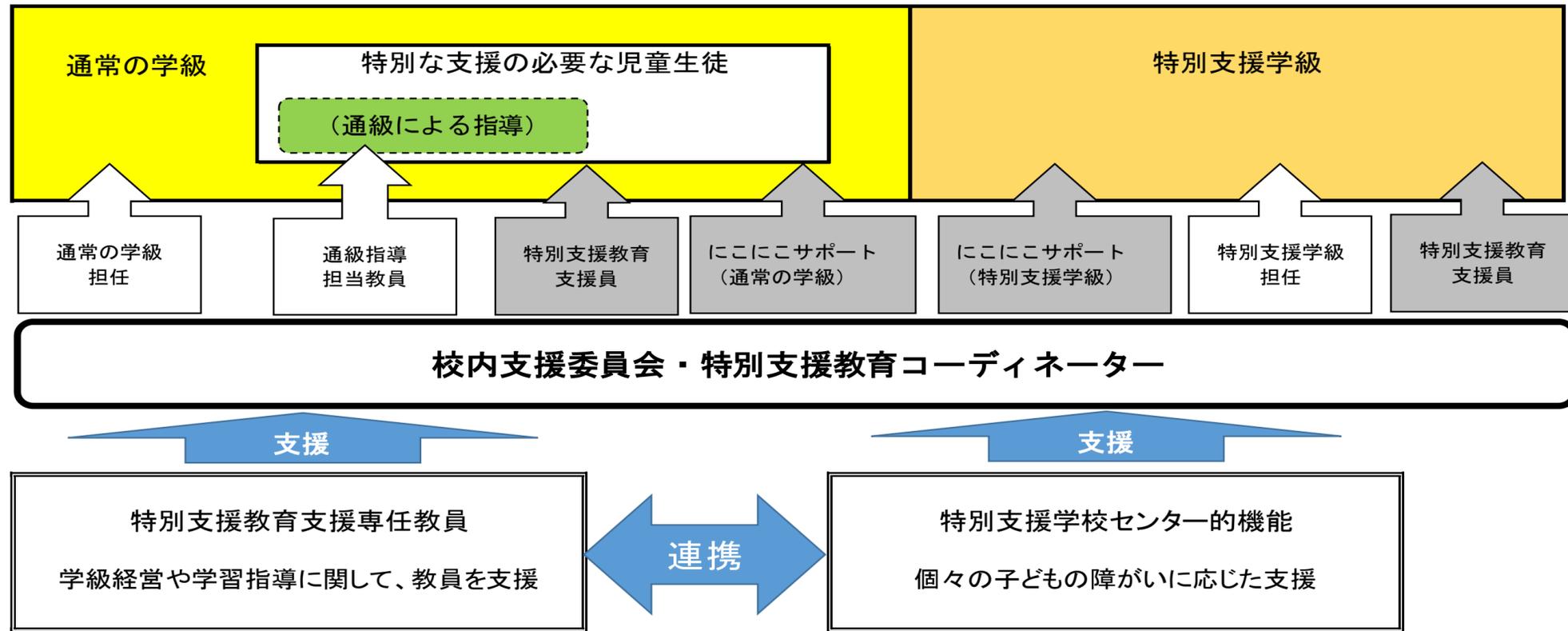
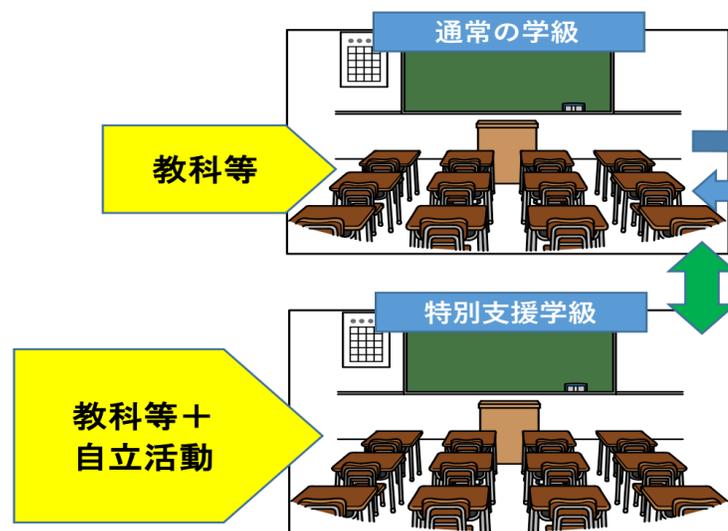


# 【資料1】小・中学校の児童生徒や教職員への支援

## ■小・中学校における支援のイメージ



## ■通常の学級と通級による指導と特別支援学級の関係性



## ■通級による指導実施状況 (参考資料1参照)

	実施校	対象者	担当者
小学校	30	750	59
中学校	23	331	34
ろう学校	2	19	4
合計	55	1,100	97

・障がいに基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別な場で指導

通常の学級か特別支援学級のどちらかに所属する。

市町村教育支援委員会において就学先を判定し、保護者との合意形成を図り所属が決定する。

特別支援学級での教科等の指導は、準ずる教育課程(通常の学級と同じ)と知的障がいの教育課程(知的障がい特別支援学校の教科等)が混在する。

【資料2】小・中学校の児童生徒や教職員への支援(特別支援学級)

【特別支援学級】

■令和元年度特別支援学級在籍児童生徒

区分		知的障がい							自閉症・情緒障がい							弱視	難聴	肢体不自由	病弱・身体虚弱	院内	合計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計						
小学校	特別支援学級在籍児童数	48	73	67	73	78	81	420	76	83	105	90	103	80	537	10	17	27	24	2	1,037
	児童数	5,597	5,685	5,687	5,718	5,724	5,877	34,288	5,597	5,685	5,687	5,718	5,724	5,877	34,288	34,288	34,288	34,288	34,288	34,288	34,288
	割合	0.86%	1.28%	1.18%	1.28%	1.36%	1.38%	1.22%	1.36%	1.46%	1.85%	1.57%	1.80%	1.36%	1.57%	0.03%	0.05%	0.08%	0.07%	0.01%	3.02%

区分		知的障がい				自閉症・情緒障がい				弱視	難聴	肢体不自由	病弱・身体虚弱	院内	合計
		1年	2年	3年	小計	1年	2年	3年	小計						
中学校	特別支援学級在籍児童数	53	69	77	199	93	85	80	258	4	14	3	10	1	489
	生徒数	5,800	5,448	5,767	17,015	5,800	5,448	5,767	17,015	17,015	17,015	17,015	17,015	17,015	17,015
	割合	0.91%	1.27%	1.34%	1.17%	1.60%	1.56%	1.39%	1.52%	0.02%	0.08%	0.02%	0.06%	0.01%	2.87%

■自閉症・情緒障がい特別支援学級の在籍者数

	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	296	336	395	500	537
中学校	230	230	235	231	258
合計	526	566	630	731	795

※島根県教育委員会調べ

○5年間で1.5倍に増加。(小:1.8倍、中:1.1倍)

(参考資料2参照)

※島根県教育委員会調べ

■特別支援学級の多人数化

(単位:学校)

	障がい種	6人	7人	8人	9人	10人	11人	12人	13人	14人	最大人数
小	知的障がい	11	3	0	2	1	0	0	1	0	13名
	自閉・情緒	4	5	4	4	4	1	2	2	0	13名
中	知的障がい	3	1	1	2	0	0	0	0	0	9名
	自閉・情緒	4	1	2	1	1	0	0	1	1	14名
合計		22	10	7	9	6	1	2	4	1	

※特別支援学級は児童生徒が8名まで1学級の学級編制

※島根県教育委員会調べ

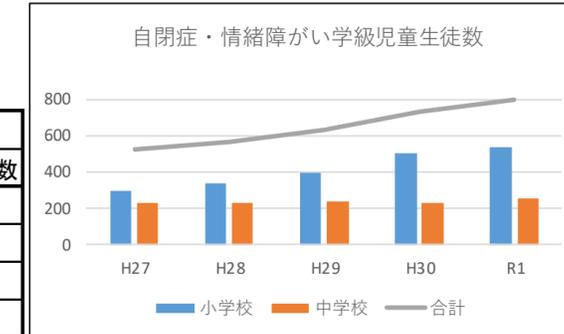
■にこにこサポート事業(特別支援学級)配置状況(単位:人)

圏域 (教育事務所)	障がい種	小	中	計
		配置数	配置数	配置数
松江	知的	2	1	3
	自閉・情緒	6	3	9
出雲	知的	2	1	3
	自閉・情緒	5	3	8
浜田	知的	0	0	0
	自閉・情緒	4	0	4
益田	知的	0	0	0
	自閉・情緒	3	0	3
隠岐	知的	0	0	0
	自閉・情緒	0	0	0
小計	知的	4	2	6
	自閉・情緒	18	6	24
合計		22	8	30

※島根県教育委員会調べ

【にこにこサポート事業(特別支援学級)】

特別支援学級の1学級の児童生徒が多人数のうち、特に非常勤講師を配置して対応する必要がある学級に非常勤講師1名を配置。  
※多人数・・・概ね7人以上



**【資料3】小・中学校の児童生徒や教職員への支援(通常の学級)**

**【通常の学級】**

■通常の学級における特別な支援が必要な幼児児童生徒数調査結果:特別支援教育課実施

	平成22年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	6.5%	8.6%	9.1%	9.6%	9.9%	10.9%
中学校	4.4%	6.3%	6.9%	6.9%	7.5%	7.2%

※教員の主観による回答

R1通常の学級児童生徒数	A特別な支援を必要とする児童生徒数(※)	B通級指導教室対象者数	B/A
33,251	3,624	765	21.1%
16,525	1,190	335	28.2%

※令和元年の通常の学級の児童生徒数に平成30年度の特別な支援が必要な児童生徒数調査の割合を乗じた数

■にこにこサポート事業(通常の学級)配置状況

- ・小学校の通常の学級に在籍する発達障がいのある児童に対して、特別な支援のために非常勤講師を配置
- ・現在100校に1名ずつ配置、1000名程度の児童を支援

圏域	配置人数	学校数
松江	30	52
出雲	32	64
浜田	24	50
益田	11	24
隠岐	3	11
合計	100	201

※学校数は義務教育学校を含む小学校数  
※島根県教育委員会調べ

成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の指導計画を作成し、個々の実態に応じた支援が実施できた。</li> <li>・児童が安心して学習に取り組めるようになってきている。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の不理解による具体的な支援が十分に検討されないことがある。</li> <li>・教員免許保有者としての利点を生かされていない状況がある。</li> <li>・非常勤講師の研修の充実。</li> <li>・非常勤講師の確保(さらに対象児童が増加)</li> </ul>

●中学校クラスサポート事業

- ・不登校や問題行動が急増する中学1年生を対象
- ・学習面、生活指導面の支援を行うため、必要性の高い学校へ非常勤講師を配置(H31:29名)

●学びの場を支える非常勤講師配置事業(学びいききサポート事業)

- ・自学教室等を設置して個別に指導を行う必要のある中学校を対象に非常勤講師を配置(H31:30名)

課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援の必要な児童生徒が増加しており、個別の人的支援に限界</li> <li>・中学校におけるにこサポ配置の要望がある</li> <li>・業務内容の整理が必要(免許保有者の有効活用)</li> <li>・支援の必要な児童生徒の状態(障がいの有無など)の境界がわかりにくい</li> </ul>

■市町村における特別支援教育支援員配置状況

圏域	配置人数	
	小	中
松江	42	21
出雲	163	51
浜田	89	31
益田	33	13
隠岐	12	1
小計	339	117
合計	456	

□特別支援教育支援員配置状況(経年経過)

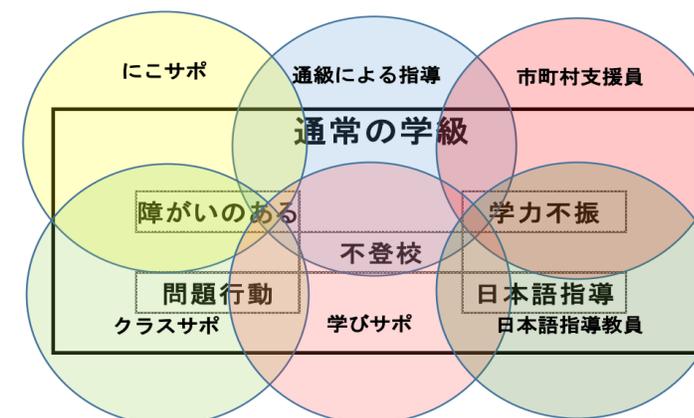
	H27	H28	H29	H30	R1
小	272	304	307	342	339
中	142	118	122	123	117
計	414	422	429	465	456

※松江市は義務教育学校に他1名配置(H30~)  
※特別支援教育課調べ

■通級による指導(R1)

学年	対象人数	
小	1年	46
	2年	126
	3年	145
	4年	144
	5年	160
	6年	144
小計	765	
中	1年	63
	2年	136
	3年	136
小計	335	
小中合計	1,100	

※特別支援教育課調べ



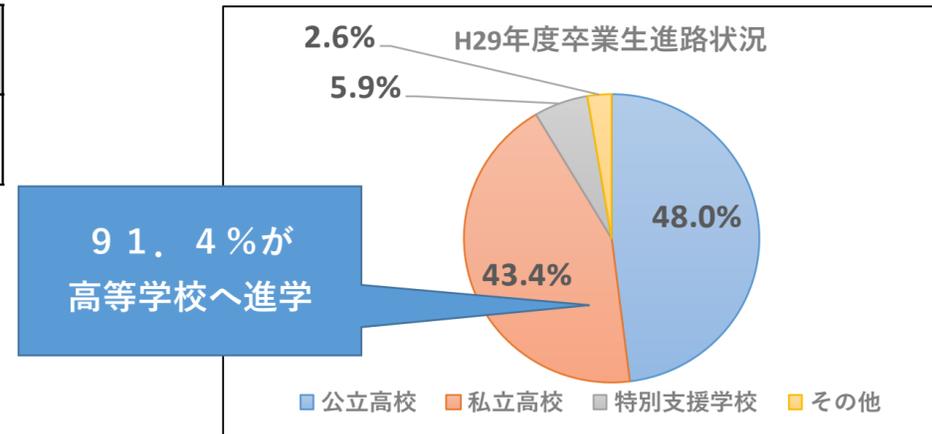
## 【資料4】高等学校の生徒や教職員への支援

### ■高等学校における特別な支援が必要な幼児児童生徒数調査結果: 特別支援教育課実施

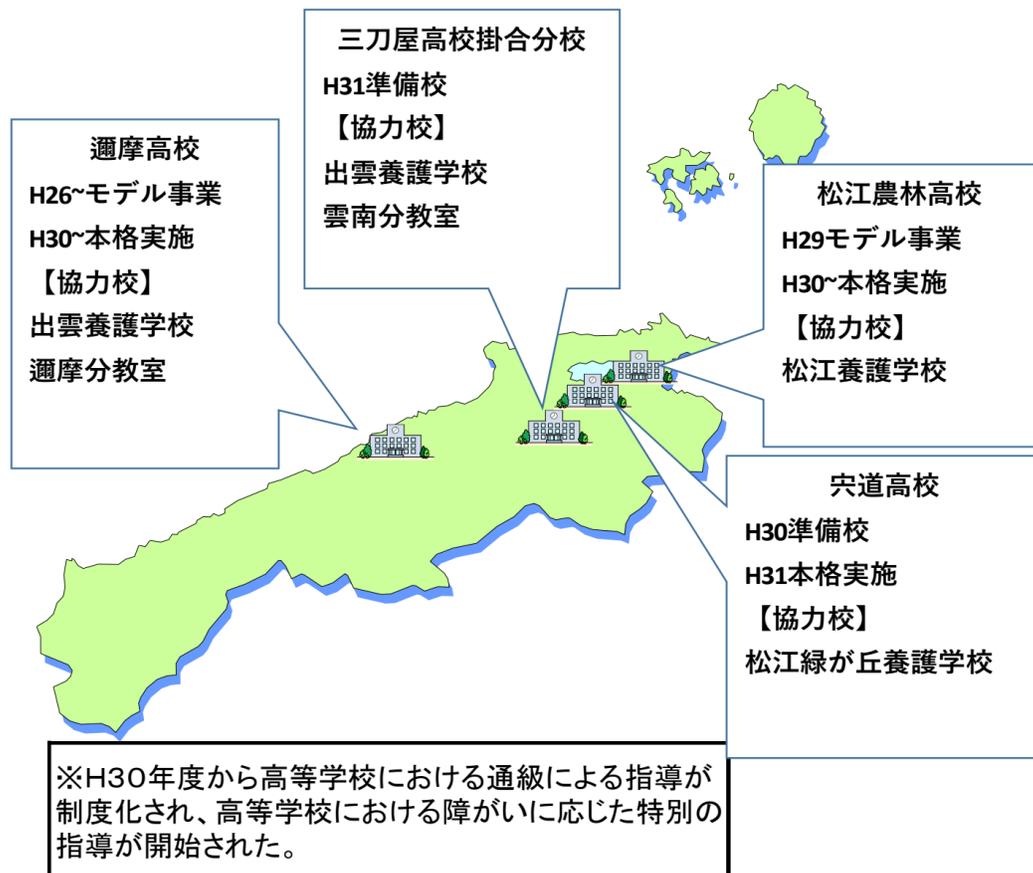
	平成22年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
高等学校	1.2%	2.6%	2.8%	2.9%	3.4%	3.2%

※教員の主観による回答

### ■中学校で通級による指導を受けていた生徒の進路状況

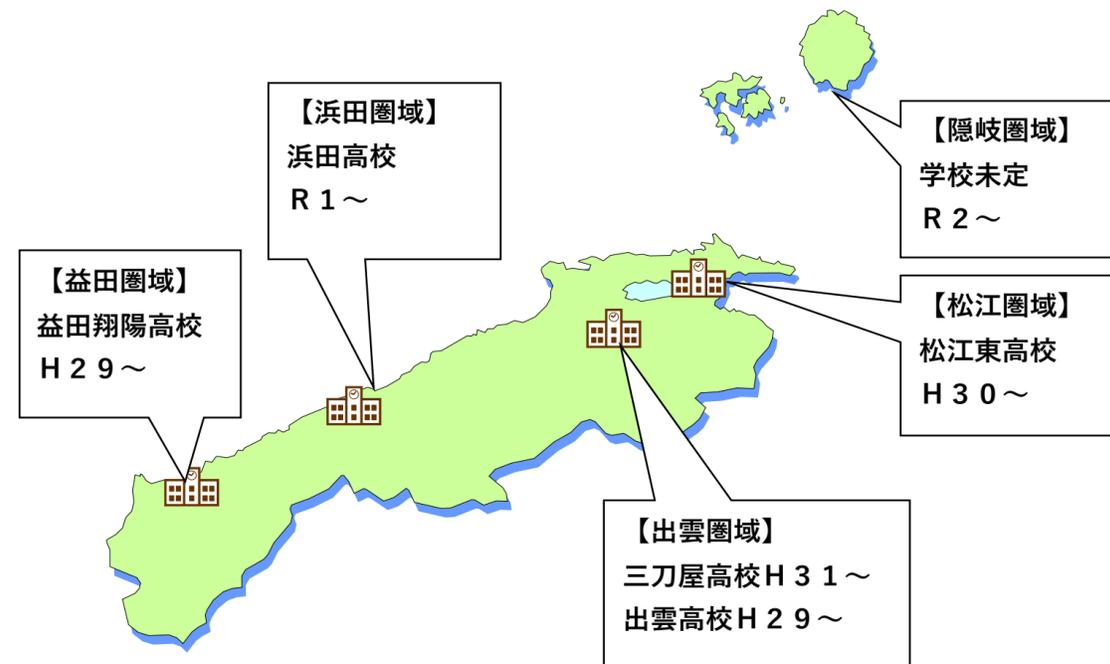


### ■高等学校における通級による指導



### ■高等学校特別支援教育ネットワーク構築事業

- 各圏域に推進教員を指名 (R1松江、出雲、浜田、益田で実施、R2に隠岐でも実施予定)
- 圏域内で推進教員を中心として、各校の特別支援教育コーディネーター等と推進連絡会を開催
- 圏域での情報共有、情報交換、推進教員による助言や情報提供を行う



### ■高等学校特別支援教育推進研修

- ・各高等学校の特別支援教育コーディネーターを対象とした県教委主催の研修
- ・特別支援学校センター的機能担当者も参加

## 【資料5】高等学校の生徒や教職員への支援

### ■合理的配慮の提供

「合理的配慮」とは・・・。

「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」(共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告):中央教育審議会初等中等教育分科会報告より)

障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)の提供をしなければならない。(島根県立学校における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領:第3条 合理的配慮の提供より抜粋)

### ■島根県立学校における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領における合理的配慮の具体例

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例:省略抜粋)

- ・管理する施設・敷地内において、車椅子利用者のためにキャスター上げ等<sup>①</sup>の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。
- ・聴覚過敏の幼児、児童及び生徒等のために雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な幼児、児童及び生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更すること。

(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例:省略抜粋)

- ・学校等において、筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字など多様なコミュニケーション手段や分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行うこと。
- ・見えにくさに応じた情報の提供(拡大コピーなど)、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、知的障がい者に配慮した情報の提供(ルビ振りなど)
- ・言葉だけを聞いて理解することや意思疎通が困難な障がい者に対し、絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等のICT機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりすること。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例:省略抜粋)

- ・学校等において、板書やスクリーン等がよく見えるように、黒板等に近い座席を確保すること。
- ・入学試験や検定試験において、本人・保護者の希望、障がいの状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用等を許可すること。
- ・治療等のため学習できない期間が生じる児童生徒等に対し、補講を行うなど、学習機会を確保する方法を工夫すること。
- ・読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりすること。

**(参考)合理的配慮の例**

<p><b>視覚障害(弱視)のAさん</b></p> <p>【状態】矯正視力が0.1で、明るすぎるとまぶしさを感じる。黒板に近づけば文字は読める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○廊下側の前方の座席</li> <li>○教室の照度調整のためにカーテンを活用</li> <li>○弱視レンズの活用</li> </ul>	<p><b>肢体不自由のBさん</b></p> <p>【状態】両足にまひあり、車いす使用。エレベーターの設置が困難。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○教室を1階に配置</li> <li>○車いすの目線に合わせた掲示物等の配置</li> <li>○車いすで廊下を安全に移動するための段差の解消</li> </ul>
<p><b>学習障害(LD)のCさん</b></p> <p>【状態】読み書きが苦手で、特にノートテイクが難しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○板書計画を印刷して配布</li> <li>○デジタルカメラ等<sup>②</sup>による板書撮影</li> <li>○ICレコーダー等<sup>③</sup>による授業中の教員の説明等の録音</li> </ul> <p>②③:タブレット端末の活用</p>	<p><b>知的障害のDさん</b></p> <p>【状態】知的発達が遅れがあり、短期的な記憶が困難。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○話し言葉による要点を簡潔な文字にして記憶を補助</li> </ul>
<p><b>病弱のEさん</b></p> <p>【状態】病気のため他の子供と同じように運動することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○体育等の実技において、実施可能な課題を提供</li> </ul>	<p><b>聴覚障害(難聴)のFさん</b></p> <p>【状態】右耳は重度難聴。左耳は軽度難聴。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○教室前方・右手側の座席配置(左耳の聴力を生かす)</li> <li>○FM補聴器の利用</li> <li>○口形をハッキリさせた形での会話(座席をコの字型にし、他の児童の口元が視覚的に見やすくする)等</li> </ul>

※合理的配慮の提供までのプロセスについては、参考資料3参照

## 【資料6】高等学校の生徒や教職員への支援

■県立高校魅力化ビジョン(平成31年2月:島根県教育委員会)

第2章 生徒自らが選び、学び、夢を叶える高校づくりの推進

5 インクルーシブ教育システムの推進

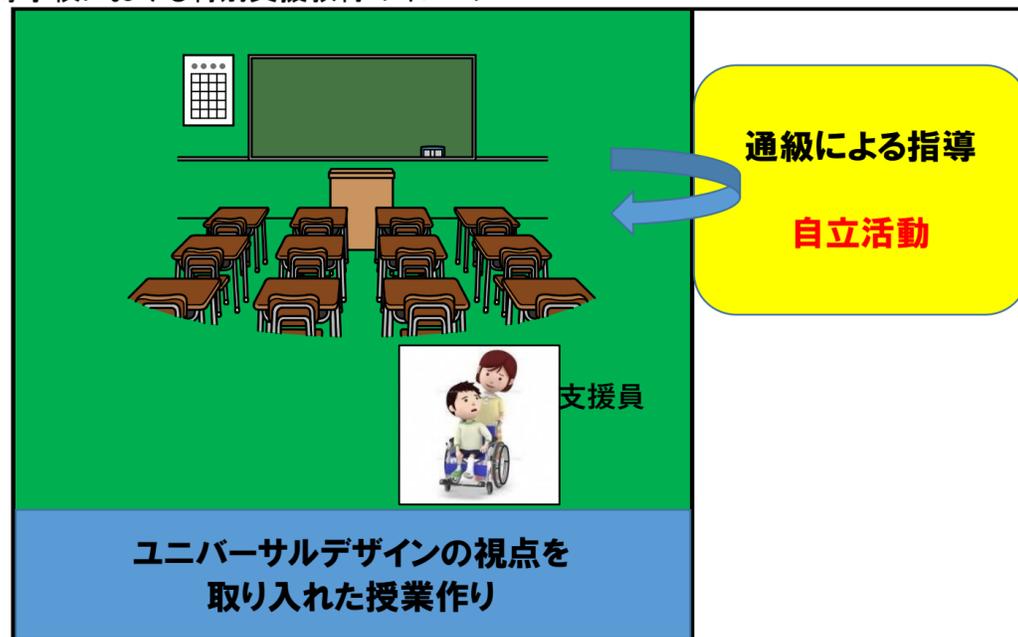
〈具体的な取組〉

- ・施設設備のバリアフリー化
- ・支援員の配置
- ・合理的配慮アドバイザー(仮称)(※1)の配置についての研究
- ・センター的機能や発達障害者支援センター等の関係機関との連携
- ・校内委員会の機能強化
- ・合理的配慮に基づく教育環境の整備

- ・適切な対応に向けた教職員研修
- ・様々な授業においてユニバーサルデザインの視点を取り入れる工夫
- ・周りの生徒への理解教育の推進
- ・通級による指導の充実と、実施校の拡充、通級指導担当教員の育成
- ・高校特別支援教育ネットワークの拡充

(※1)合理的配慮アドバイザー(仮称)のイメージ:高等学校における合理的配慮の提供について相談支援を行う

■高等学校における特別支援教育のイメージ



■高等学校における通級による指導の成果と課題

成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象生徒における変容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・情緒の安定</li> <li>・コミュニケーションスキルの向上</li> <li>・自己理解、他者理解 など</li> </ul> </li> <li>○個に応じた就労支援</li> <li>○教職員の意識の変化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高等学校において、通級による指導を担当できる人材不足</li> <li>○校内における連携不足</li> <li>○高等学校における通級による指導に対する理解不足</li> </ul>

	授業作りのベース(誰にでもわかりやすい授業)
	特別な支援の必要な生徒への合理的配慮の提供
	個別支援:年間7単位以内で自立活動を実施
支援員	個別支援:聴覚障がい、肢体不自由の生徒を支援

## 【資料7】高等学校の生徒や教職員への支援

### ■高等学校における遠隔教育の制度化(参考資料4参照)

#### ①メディアを利用して行う授業(同時双方向型)の制度化

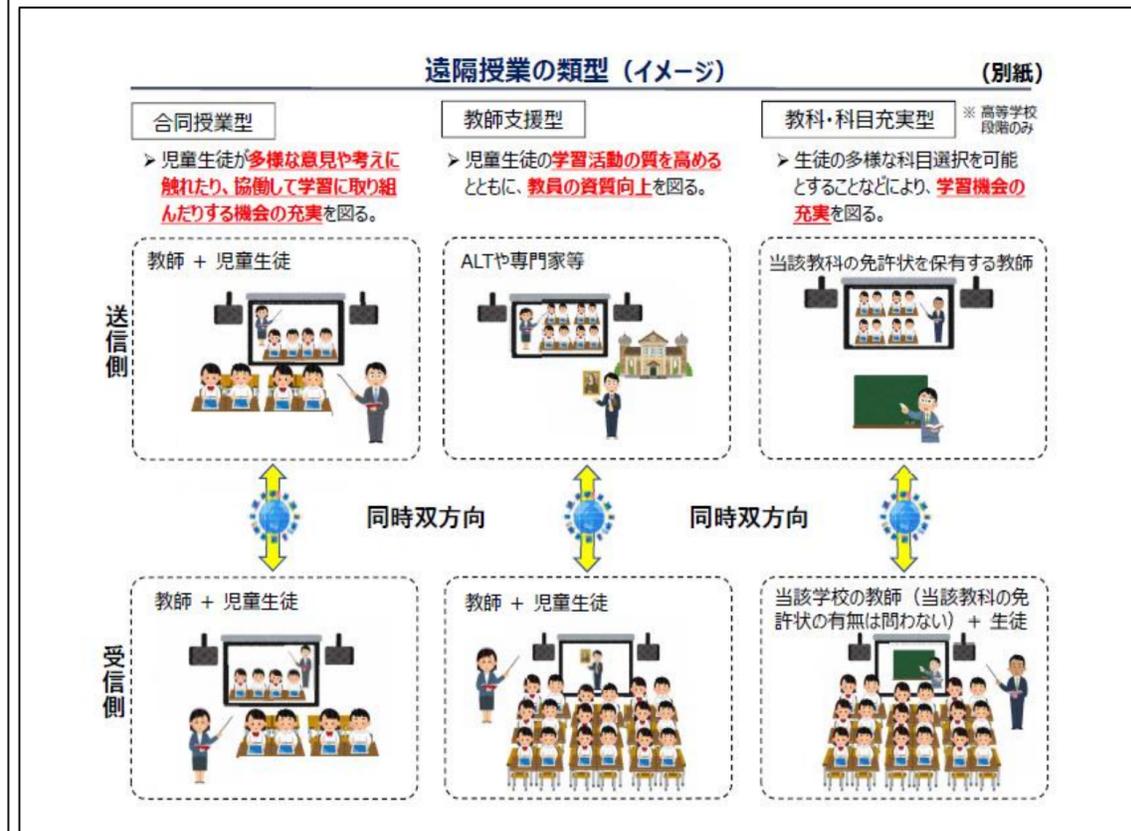
- ・74単位中36単位を上限
- ・配信側は担当教科免許保持者かつ受信側高校に属する教員
- ・受信側は原則として当該高校の教員(担当教科外でも可)の立ち合い

#### ②オンデマンド型教育の特例の創設

- ・文部科学大臣の指定を受けた高等学校のみで実施
- ・36単位を上限
- ・教員の有無は問わない
- ・対象は疾病による療養又は障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒のみ

### ■「遠隔教育の推進に向けた施策方針」の策定(参考資料5・6参照)

- ・平成30年9月14日 遠隔教育に向けたタスクフォース



### 3. 課題を踏まえた推進方策

#### 課題①：一人一人の状況等に応じた学習機会を提供する観点からの遠隔教育の効果的な活用が不十分

▶ 遠隔教育の**効果を期待しやすい学習場面や目的・活動例等を類型化**

学習場面	合同授業型	教師支援型	教科・科目充実型 (高等学校段階のみ)	個々の児童生徒への対応
<b>目的</b>	■ 多様な意見や考えに触れ、協働して学習に取り組む機会の充実	■ 専門性の高い外部講師等の活用による指導の充実 ■ 興味・関心を喚起する学習環境の実現	■ 高等学校において生徒に多様な選択を可能とする学習環境の提供	■ 様々な事情により、通学が困難な児童生徒の学習機会の確保
<b>活用例</b>	■ 小規模校同士をICTでつないだ合同授業	■ ALTや専門家の活用 ■ 博物館や美術館等と連携した学習 ■ 専門性の高い教師による免許外教科担任への支援	■ 先進的な授業の実施(論述に関する学校設定科目等) ■ 小規模校等での多様な科目(理科・地歴等)の開設	■ 不登校児童生徒に対する自宅等での遠隔教育 ■ 病気療養児(※2)に対する自宅・病院等での遠隔教育
<b>送信側免許</b>	■ 当該教科の免許状を保有する教師(※1)	■ 免許状を保有しない外部講師や免許状を保有するベテラン教師	■ 当該教科の免許状を保有する教師	■ 当該教科の免許状を保有する教師
<b>受信側免許</b>		■ 当該教科の免許状を保有する教師(※1)	■ 当該校の教師であれば、免許状の教科は問わない	■ 不登校児童生徒については、教師の有無は問わない(学習者のみでも可) ■ 病気療養児の場合(※3)
<b>学習評価</b>	■ 各校の教師が実施	■ 受信側の教師が実施	■ 両校の教師が合同で実施(単位認定が可能)	■ 不登校児童生徒について、「出席扱い」とし、評価に反映。 ■ 小・中学校段階の病気療養児に対する遠隔教育については、受信側に当該校の当該教科の免許状を保有する教師がいないう場合、現状では「出席」とはならず、評価の対象外。

※1 免許外教科担任を含む  
 ※2 疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間学校を欠席すると認められる児童生徒  
 ※3 【小・中学校段階】当該教科の免許状を保有する教師  
 【高等学校段階】文部科学大臣の指定を受けた高等学校では教師の有無は問わない。特別支援学校高等部の訪問教育では当該校の教師であれば免許状の教科は問わない(オンデマンド型の場合は教員の有無は問わない)。また、教科・科目充実型の仕組みを活用することも可能